

# 市からの連絡帳

## 義務教育就学児医療費助成

10月1日から小学生・中学生対象の義務教育就学児医療費助成が始まります。

先に申請された方で平成19年度の対象者に10月1日から使用いただく医療証を送りました。受診等の際には健康保険証と一緒に医療証を提示することで医療費の助成を受けることができます。

助成範囲 保険診療の医療費（自己負担額）の3分の1

助成期間 資格開始日～平成20年9月30日または義務教育修了の3月31日まで（西東京市を転出した場合等、受給資格を失った場合は、その前日まで）

健康保険・住所・氏名等が変更になった場合は届けが必要です。

10月1日以降の申請は申請日から医療助成の対象となります。申請がないと助成が受けられませんので注意してください。

子育て支援課 ☎（☎460-9840）

## 集団回収奨励金

市では、資源化の意識を高め、地域のコミュニケーションを深めていただくため、団体による古紙・古布の集団回収奨励金を交付しています。

平成19年度上半期の申請受付を下記のとおり行います。

奨励金は、申請がなければ交付されませんので、注意してください。

役員を交代される団体は、新しい役員の方に申し送りをしてください。

申請受付

時・場 10月4日(木)～15日(月)午前8時30分～午後5時・保谷庁舎

10月10日(水)～12日(金)午前9時30分～午後4時30分・田無庁舎

土・日曜日・祝日は除く。

ごみ減量推進課 ☎（☎438-4043）

## 子育て

## ピッコロハウスとビデオルームの利用時間

～冬時間になりました～

乳幼児交流施設ピッコロハウスとビデオルーム（コール田無3階）は、10月～3月の期間、利用時間が午前10時～午後4時までになります。

ビデオルームについては（仮）子ども総合支援センターへの移転準備のため、1台の利用となります。ご協力をお願いします。

子ども家庭支援センターのどか（☎451-0600）



## ファミリー・サポート・センターファミリー会員登録説明会

当センターでは、地域の中で子どもを預けたい方（ファミリー会員）、子どもを預かる方（サポート会員）からなる会員同士の相互援助活動を

行っています。

ファミリー会員の登録希望の方は出席してください（子ども同伴可）  
電話申し込み必要

時・場 10月17日(水)午前10時～正午・保谷東分庁舎会議室 10月27日(土)午前10時～正午・インゲビル3階会議室

入会登録に必要なもの 保護者の顔写真（縦3cm×横2.5cm）1枚、印鑑、80円切手1枚（会員証郵送用）

申 いずれも前日の午後5時までに、ファミリー・サポート・センターへ

ファミリー・サポート・センター事務局（☎438-4121）

## 水道・下水

### 漏水調査

水道管の水漏れを発見するため、市が委託した専門会社が、道路から家庭のメータまでの漏水調査を実施します。調査区域にあたる方は、調査へのご協力をお願いします。

調査員は、市発行の「身分証明書」と「腕章」を携帯していますので確認してください。

調査区域 泉町3～5丁目、住吉町1～6丁目、中町1～6丁目、東伏見1・3・6丁目、柳沢1・6丁目、北原町1～3丁目、田無町1～3丁目の各一部

調査期間 10月上旬～11月上旬  
水道課 ☎（☎438-4047）

### 下水道使用料が改定

10月1日から下水道使用料が改定されました。

今回の改定にあたっては、平成18年度に設置した下水道審議会で、市民・学識経験者・大口使用者の方々に様々な視点から審議をしていただきました。その結果を踏まえて、市

では下水道事業の健全化を図るとともに、下水道使用料を10%引き上げることとなりました。

市民の皆さんには新しい料率での使用料を負担いただくことになりましたが、厳しい財政状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。

### 新下水道使用料早見表（一般汚水2か月分）

早見表の使用料には、5%の消費税相当額が含まれています。

排出量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	排出量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	排出量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)
0～20	861	38	2,524	95	9,985
		39	2,616	100	10,647
		40	2,709	105	11,471
		41	2,841	110	12,295
21	953	42	2,973	115	13,119
22	1,045	43	3,105	120	13,944
23	1,138	44	3,238	125	14,768
24	1,230	45	3,370	130	15,592
25	1,323	46	3,502	135	16,416
26	1,415	47	3,635	140	17,241
27	1,507	48	3,767	145	18,065
28	1,600	49	3,899	150	18,889
29	1,692	50	4,032	155	19,713
30	1,785	55	4,693	160	20,538
31	1,877	60	5,355	165	21,362
32	1,969	65	6,016	170	22,186
33	2,062	70	6,678	175	23,010
34	2,154	75	7,339	180	23,835
35	2,247	80	8,001	185	24,659
36	2,339	85	8,662	190	25,483
37	2,431	90	9,324	200	27,132

50m<sup>3</sup>以降は5m<sup>3</sup>ごとに掲載しています。

～使用料の請求について～

下水道使用料については、2か月ごとの検針に基づき水道料金と同時に請求されます。

検針日はお住まいの地域によって異なりますので、10月に検針があった場合は9・10月分から、11月に検針があった場合は10・11月分から新料金での請求となります。

なお、新料金での計算は10月1日使用分からとなるため、その前に使用した分は従前の料率で計算されます。

～改定後の使用料～

改定直後の請求は従前の料率と新料率が混在するため、使用料の算出方法等不明な点については問い合わせしてください。

新料率のみでの算定については、左記の下水道使用料早見表を参考に確認してください。

下水道課 ☎（☎438-4058）

### 油・断・快適！下水道

### ～下水道に油を流さないで～

下水道に油を流すと...

下水管の中で固まってつまったり、悪臭の原因になります。

固まった油がオイルボールになって、東京湾や河川に流れ出てしまいます。

環境を守るには、下水道を利用する皆さんの協力が不可欠です。一人ひとりが排水のマナーを守ることによって大きな改善効果が得られます。

油の処理は...

使いきる ふき取る 吸い取る リサイクルする

下水道課 ☎（☎438-4060）

## スポーツ

### 東町テニスコート改修工事

人工芝の老朽化に伴い、全面張替工事を行ないます。そのため12月1日(土)～28日(金)まで、施設の使用中を中止します。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしく願います。

スポーツ振興課 ☎（☎438-4081）

### スポーツ施設使用料金改定

12月使用分からスポーツ施設の使用料金の改定を行いますのでご注意ください。なお、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」は使用料金の改定は行いません。

スポーツ振興課 ☎（☎438-4081）



～往復はがきで申込・抽選～  
期間 12月29日(土)～1月3日(木) 宿泊分（6日間）

市内在住の方（60%以上が市内在住の方のグループ等を含む）

往復はがきに 申込代表者の住所・氏名・連絡先電話番号、申込人数（市内・市外の人別）、利用希望日および宿泊日数（3泊4日以内、第3希望まで可）を明記し、10月15日(月)（消印有効）までに、〒386-2204長野県上田市菅平高原1223-4516西東京市菅平少年自然の家へ（重複の申込みは不可）

抽選 申込はがきを抽選し、受け付け。希望日が満室のときは、キャンセル待ち。結果は返信はがきで通知。仮予約できた方は、指定期日までに電話での使用申請手続きが必要になります。

使用客室数 利用人数 1～7人は1室（7～15畳）、8～14人は2室使用になります。

交通 長野新幹線利用：上野駅（大宮駅）～上田駅（バスで約1時間）～菅平農協前下車（徒歩30分）～菅平少年自然の家、

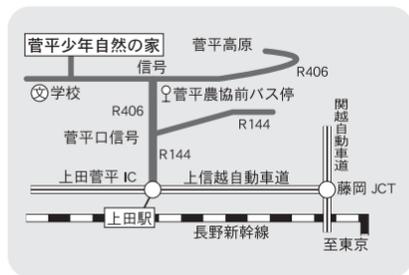
自動車利用：関越自動車道・所沢IC～上信越自動車道・上田菅平IC～（R144～R406）～菅平少年自然の家

自動車利用の方は雪道用タイヤチェーンが必要。

所要時間はいずれも約3時間。周辺ガイド 車で約30分のところに温泉プール付きのさなだ温泉等、気軽に入れる温泉が数多くあります。

利用料金は別表をご覧ください。

菅平少年自然の家（☎0268-74-2277）



### 利用料金（1人・1泊2食付）

区分	冬期（11月～4月）	
	市民	その他
未就学児（4歳～6歳）	（幼児食） 1,150円	（幼児食） 1,300円
小・中学生	（一般食） 1,900円	（一般食） 2,150円
少年団体の引率者	2,850円	3,800円
高校生	2,850円	3,800円
青年（16歳～22歳）	3,300円	4,600円
一般	3,800円	5,300円